

事務連絡
令和2年(2020年)1月10日

保険医療機関
保険薬局 各位
訪問看護ステーション

山口県国民健康保険団体連合会

増減点返戻通知書等における増減点事由の変更について

平素は本会の業務処理にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和2年2月審査分より下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、増減点事由の内容については、社会保険診療報酬支払基金と同様であることを申し添えます。

記

記号	増減点事由	
	<変更前>	<変更後>
A	適応と認められないもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
B	過剰と認められるもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
C	重複と認められるもの	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
D	前各号の外不適當又は不必要と認められるもの	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

担当：審査管理課審査管理班
TEL：083-925-2044